

広島県告示第百三十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所において、令和七年二月二十日までの間、縦覧に供する。

令和七年二月六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

一般国道

二 路線名

四八七号

三 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
江田島市江田島町字小用タヲ一七八八番一地从先から 江田島市江田島町小用三丁目八六一二番二地先まで	新	一七・〇〇 〇七九・五	一、二三六 〇〇	ダブルウェイ 解除 不用物件延長 一、二二三・ 〇〇 メートル
江田島市江田島町字小用タヲ一七八八番一地从先から 江田島市江田島町小用三丁目八六一二番二地先まで	旧	四・七〇〇 三七・六〇〇 一七・〇〇 〇七九・五	一、二九七 〇〇 一、二三六 〇〇	